



内閣總理大臣 伯爵大隈 重信
遞信大臣 箕浦勝人

勅令第百七十七號

遞信省官制中左ノ通改正以

第六條ニ左ノ三項ヲ加フ

管船局ニ船用品検査所ヲ置キ船用品
検査及試験ニ關スル事項ヲ掌ラシ

ム

遞信大臣ハ必要ト認ムル地ニ船用品
検査所ノ支所ヲ置キ船用品検査所ノ
事務ヲ分掌セシムルコトヲ得
船用品検査所長及支所長ハ遞信技師

約

月

ヲ以テ之ニ充ツ

第八條中「十九人」ヲ「五十二人」ニ改ム
第九條中「八十人」ヲ「百六十三人」ニ改ム
第十條中「六十二人」ヲ「七十三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス